

令和7年度「発明！発見！ご当地水産物事業」募集要項

1 趣旨

「福岡らしさ」「博多らしさ」をアピール出来る地元水産物を活用したご当地水産物の商品開発やPRを行う事業者を募集し、商品開発や販路拡大などに要する経費を補助することにより、地元水産物の消費拡大及び地産地消の推進、並びに「ふくおかさん家のうまかもん条例」の普及促進を図ることで、地域の水産業や水産加工業を振興することを目的とする。

2 募集内容

- (1) 発明部門：市内産水産物を活用した新たな水産加工品の開発及び販売を行う事業 1件
(2) 発見部門：市内産水産物を活用した既存の水産加工品の販路拡大を行う事業 1件

※「市内産水産物」とは、市内の漁業者に漁獲されたもの及び養殖されたもの、または市に隣接する水域（玄界灘、筑前海）で市内の港に水揚げされたもの。

※想定される水産加工品例

- ・ かまぼこ、ちくわ
- ・ 揚げかまぼこ(さつま揚げ、天ぷらなど)
- ・ 魚肉ハム、ソーセージ
- ・ 冷凍魚介類(フィレなど)
- ・ 冷凍調理食品(鯛茶漬けなど)
- ・ 冷凍調理食品(フライなど)
- ・ 干物
- ・ 塩辛(いか、たこわさびなど)
- ・ 魚の味噌漬け、かす漬け
- ・ 佃煮(のり、昆布など)
- ・ 缶詰(さば缶、シーチキン、アンチョビなど)
- ・ フレーク(さけ、ぶりなど)
- ・ お菓子(えびせんべい、さばチップスなど)
- ・ その他海藻類(めかぶ、もずく、アカモク、とろろ昆布など)

※本事業は、本市の予算成立が前提となりますので、今後内容等に変更を生じる可能性があります。
あらかじめご了承ください。

3 募集スケジュール等

- (1) 応募者は本募集要項に基づき、提案書等を提出するものとする。
(2) 1応募者あたり「2 募集案内(1)または(2)」の事業のどちらか1提案とし、複数の提案はできません。
(3) 本市は補助事業者を選定するために福岡市発明発見ご当地水産物選定委員会（以下「選定委員会」という。）を組織し、選定委員会において提案内容を審査し、応募者の中で優秀な提案を行った者を選定する。
(4) スケジュール

項 目	日 程
募集開始	令和7年10月24日（金）
質問の受付	令和7年10月24日（金）から令和7年10月31日（金）まで
質問に対する回答	令和7年11月5日（水）
応募書類の提出期間	令和7年11月5日（水）から令和7年11月21日（金）まで

審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年11月28日（金）（予定）
補助事業者の選定及び審査結果通知	令和7年12月5日（金）（予定）

※ 応募件数が多数（5件以上）の場合は一次審査（書面）を実施し、上記スケジュールが1、2週間延期となる場合がある。

4 応募に必要な参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの募集に参加することができない。

- （1）市内に本社または事業所を有し、食品の生産活動及び販売を行っている食品製造者、卸売業者、小売業者、飲食店等
- （2）地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- （3）募集の開始日から事業者決定の日（補助事業者がなかったときは、この募集の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- （4）この募集の公示日から事業者決定の日（補助事業者がなかったときは、この募集の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- （5）市町村税を滞納していない者であること。
- （6）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （7）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

5 補助金交付の要件

（1）補助対象期間

次のいずれかで設定できます。

- ① 1年計画：令和7年12月（交付決定日）から令和8年2月28日までの間
- ② 2年計画：令和7年12月（交付決定日）から令和9年2月28日までの間
- ③ 3年計画：令和7年12月（交付決定日）から令和10年2月28日までの間

※②③については事業年度ごとの補助金の交付申請・支払いとなります。

次年度繰越や前年度への前倒しはできません。

（2）補助率・補助額

- ① 補助率 2分の1
- ② 補助額

ア 市内産水産物を活用した新たな水産加工品の開発及び販売を行う事業
対象経費の1/2（3年間の上限額200万円、年度毎の上限額100万円）

イ 市内産水産物を活用した既存の水産加工品の販路拡大を行う事業

対象経費の1/2（3年間の上限額100万、年度毎の上限額50万円）

（3）補助対象経費

①補助の対象となる経費

補助対象経費は下記のとおりです。

ア 対象経費

- ・旅費
- ・講師・専門家招聘に係る経費（謝礼・旅費など）
- ・原材料費及び副資材購入費など商品の開発に係る経費
- ・商品のパッケージ及びラベル等のデザイン開発及び作成等に係る経費
- ・機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は改良に要する経費
- ・広告宣伝費、出店経費
- ・人件費（ただし、合計額が交付補助金の2分の1を限度とする。）
- ・上記以外で、事業を達成するために、市長が特に必要と認める経費

イ 事業実施期間中に、契約・取得・実施・支払いが完了した経費

ウ 補助対象事業として決定を受けた事業実施のために必要かつ合理的な範囲内の経費

エ 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本補助事業に係るものとして、明確に区分できる経費

② 補助の対象とならない経費

ア 契約から支払までの一連の手続が事業実施期間内に行われていない場合

イ 補助対象期間以前に行われた事業の経費

ウ 業務日誌、見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の場合

エ 補助金交付申請書に記載されていない経費や物の購入に対して支払った場合

オ 当該事業以外に使用可能な汎用性の高い物品の購入及び借用に係る経費

カ 通常業務・取引と混合して支払が行われている場合

キ 他の取引と相殺して支払が行われている場合

ク 他社発行の手形や小切手等により支払が行われている場合

ケ 間接経費（消費税、振込手数料、収入印紙代等）

コ 割賦・リースについて事業実施期間外の期間に係る経費

サ 補助事業者が支払を行っていない経費

シ 経常的な取組に係る経費や事業実施主体の維持管理経費

ス 一般的な市場価格の内容に対して著しく高額な経費

セ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

ソ その他市が適当でないと認めた経費

※ その他留意事項

国、地方公共団体（本市を含む）、その他のこれらに準ずる団体により、他の補助金・助成金制度において交付を受けている経費については、本補助対象経費から除外します。

（4）補助金の支払い

①支払時期

補助金の支払いは、原則として、年度ごとの事業終了後の精算払とします。

ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができます。

① 額の確定

年度ごとの事業終了後、補助事業者から提出する実績報告書に基づき支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とします。すべての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあるためご注意ください。

(5) その他

補助事業者として選定された事業者は、「ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者」として認定を受けていない場合は、補助金を活用した商品の販売開始後、速やかに「ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業実施要領」を確認の上、認定手続きを行ってください。

【参考】

- ・ ふくおかさん家のうまかもん公式ホームページ
<http://umakamon.city.fukuoka.lg.jp>
- ・ 優先利用事業者募集案内ホームページ
<https://umakamon.city.fukuoka.lg.jp/apply/>

6 応募書類について

(1) 提出期間

「3 募集スケジュール (4) スケジュール」で示す期間

(2) 提出方法

下記提出場所に持参して提出すること。

郵送、電子メールによる受付は行わない。

(3) 提出場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局水産振興課（本庁舎14階）

(4) 提出書類

提出書類は正本1部、副本8部を提出すること。（副本については写しで可）

以下の書類のうち、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者で、当該登録の有効期間内にこの募集の開始日又は参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑦の提出を免除する。

① 参加申込書（様式第1号）

② 登記事項証明書【法人の場合】

ア 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 身分証明書【個人の場合】

ア 本籍地の市区町村発行の身分証明書を提出すること。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

ア 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

イ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

ア 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

イ 証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。

⑥ 委任状（様式第１－２号）【該当者のみ】

ア この募集の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第１－２号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書（様式第１－３号）

ア 様式第１－３号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿（様式第１－４号）

ア 様式第１－４号に、代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

なお、必要に応じて後日、性別を確認する場合があります。

イ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

ウ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨ 直近の決算２年分の財務諸表の写し

ア 法人の場合は、直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

イ 個人の場合は、個人用財務諸表（様式１－５）をもとに作成のうえ提出すること。

⑩ 団体概要（様式第１－６号）

⑪ 事業報告書及び収支決算書

ア 直近決算２年分の写しを提出すること。

⑫ 事業計画書及び収支予算書

ア 事業年度における団体の主たる事業計画書及び収支予算書を提出すること。

⑬ 人員表

ア 各決算 期末の常務役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）

なお、非常勤従業員数は８時間で１人と換算すること。

⑭ 企画提案書類

ア 企画提案書（様式第１－７号）

⑮ 収支計画書類

ア 収支計画書（様式第１－８号）

（５）質問書の作成上の留意点及び回答方法

①質問がある場合は、期限までに、質問書（様式第２号）を用いて福岡市農林水産局水産振興課へ提出すること。質問書の提出は、ＦＡＸ又は電子メールで行うこと。

なお、ＦＡＸにより提出した場合は、福岡市農林水産局水産振興課に電話で受付の確認を行うこと。

② 公平を期すため、原則としてすべての質問事項に対する回答を、「３ 募集スケジュール（４）スケジュール」で示す日程までに、市ホームページへ掲載しますので、必ず確認すること。

③他の応募者からの提案書提出状況に関する質問は受け付けない。

④受付期間以外の質問は受け付けない。

(6) その他

①失格となる場合

参加申込書及び提案書等の提出書類について、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

②制約事項

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

イ 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

オ 提出された書類は全て返却しない。

カ 提出された書類について、必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、日時及び場所を別途連絡する。

7 事業者の選定等

(1) 選定方法

事業者の選定にあたっては、「選定委員会」によって応募者から提出された応募書類、企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

※応募件数が多数（5件以上）の場合は一次審査（書面）を実施する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

プロポーザルへの参加者には、提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施する。なお、実施の日時・場所等の詳細は別途通知する。

(3) 審査基準

項目			視点	配点
1	基本姿勢	事業に対する思い	・当該事業の趣旨を十分に理解しているか ・事業を通して達成したいことや経営理念、チャレンジ性などがよみとれるか。 ・福岡市を代表するご当地水産物にするという意味がよみとれるか。	10
		市事業への貢献	公募開始時点で、ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者の認定を受けているか。	5
2	商品	商品の魅力	商品コンセプトや独創性など魅力的な商品になっているか。	20
		地産地消等	・地元の原材料へのこだわり、使用方法、使用量・割合など（地元水産物の消費拡大に貢献するものとなっているか） ・地域活性化に繋がるものとなっているか。	20
		福岡らしさ	福岡市ならではの文化や特色を生かしたストーリー・内容になっているか	20
3	販売戦略	販売ターゲット	販売ターゲットやニーズが明確化されているか。	10
		価格設定	適正な価格設定になっているか。	10
		販売方法・PR	顧客に対し効果的な販売・PR方法となっているか。	10
4	実施計画	事業スケジュール	実施可能な運営体制及び実現可能なスケジュールとなっているか	10
		収支計画	実施可能な収支計画となっているか	10
合計				125

(4) 事業者の決定

選定委員会において、プレゼンテーション及び提案関係書類の内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、優れていた事業者を選定する。

(5) 応募者が1者のみの場合

応募者が1者のみの場合において、選定委員会が審査した結果、一定の評価点(125点中75点)に至らない場合には、当該応募者を事業者として選定しない。

(6) 応募者の全てが一定の評価点に至らない場合

応募者の全てについて、選定委員会が審査した結果、一定の評価点(125点中75点)に至らない場合には、当該応募者の全てについて事業者として選定しない。

(7) 審査結果の通知

審査結果については、書面をもって通知する。

(8) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上失格とする。

- ① 「4 応募に必要な参加資格」に掲げる要件を満たしていない場合
- ② 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- ③ 選定委員会委員、本市職員に対し、本件について、事業者選定に関係する不正な接触または、不正な接触を求めた事実が認められた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- ④ その他不正行為があったと認められる場合

8 添付資料

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 委任状（様式第1-2号）
- (3) 誓約書（様式第1-3号）
- (4) 役員名簿（様式第1-4号）
- (5) 個人用財務諸表（様式1-5）
- (5) 団体概要（様式第1-6号）
- (6) 企画提案書（様式第1-7号）
- (7) 収支計画書（様式第1-8号）
- (8) 質問書（様式第2号）

9 問い合わせ先

福岡市農林水産局水産振興課 担当：久保、鍋嶋
福岡市中央区天神一丁目8番1号(本庁舎14階)
TEL 092-711-4364
FAX 092-733-5557
メール suisanshinko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp